



村文化祭「芸能部門」で熱演

村のひと

総人口	10,385人 (+4)
男	5,257人 (+7)
女	5,128人 (-3)
世帯数	4,280戸 (+1)
*平成21年11月末	

- 西銘宜寿前教育長 地方教育行政功労者表彰受賞
- 自分の足で探る 我がむらの宝
- 金城政雄さん 農業の匠に選定される
- 土地利用規制のためのガイドライン
- 夢キラリ☆思いやりと優しさを歌で～松田和久さん

#17 恩納100夢キラリ

村民の数だけ夢がある。今回は東京を中心に音楽活動を展開しています琉永(Dynoo)こと松田和久さんの登場です。



▲恩納村物産展in東京池袋で歌を披露する松田さん

昨年5月30日、東京池袋のサンシャインシティで行われた村をPRする「恩納村めんそーれフェア」で、松田さん

は、そのステージで素敵な歌声を披露し、恩納村を来場者へアピールしました。

異色な経歴の音楽家
山田出身の松田さんは、大

学卒業後、不登校児童生徒支援施設で指導員として働き、その後中学教諭として多くの子供たちと接していました。子供らと一緒に夢や希望を語っていくうちに、「自分自身がやり残した事があることに気づいた」そうです。子供らとの出会い、ふれあいが自身の心を自然にし、自らの夢へと向かわせてくれたと松田さんは言います。



▲Ginza TACTでのライブ

その夢は「ミュージシャン」。

三線奏者の祖父からの影響で、幼い頃から沖縄民謡・古典音楽に慣れ親しんでいた松田さん、学生時代も歌をうたっていました。しかし、いつしか忘れてかっていたそんな夢を、子供たちは思い出させてくれた。そして、夢を追いかめるために、松田さんは27歳で教壇を降り、新たなステージ、本格的な音楽活動に取り組むために上京しました。

思いやり・優しさ

子供たちとのふれあいから「境遇や年齢に関係なく、目指したものに責任を持ち、貫き通す強さや、人に対する思いやり・優しさを歌で表現し、多くの人の心に届けた」という信念で、輝く夢を持ってもらえる楽曲を制作してきた松田さん。その歌は様々な場

面で、いろんな方々に届けられてきました。

力強さがあり、戦後物がない時代に、廃材を利用して作られたカンカラ三線の悲しい歴史をいつまでも忘れないでいてほしいとの願いを込めた歌です。

今後は平和教育も

これまでも歌手になった経緯やその経歴が注目されてきた松田さん、今後はこれまでの経験を踏まえてライブハウスにとどまらず、幼稚園や小学校などで平和教育をもちこんだ交流ライブを行う予定だそうです。また、1月下旬には県内で久しぶりのライブも予定されていて、松田さんも帰沖ライブを楽しみにしているそうです。



松田さんの最新情報やライブ日程はオフィシャルブログからご覧下さい。
<http://ameblo.jp/ryuei24/>
またおんなの駅「なかぬく」市場」でも松田さんのCD「Love Always」が並びますので、ぜひご覧下さい。

「夢☆キラリ」では皆様のご意見・ご感想、取り上げてほしい人物についてのお便りをお待ちしております。
総務課 FAX：966-2779 または E-mail：soumu@vill.onna.okinawa.jp まで

西 銘
前教育長

祝賀会であいさつする西銘氏

地方教育行政功労者表彰

長年にわたり村教育長として地方教育行政の充実発展に尽力し、顕著な功績を挙げたとして、西銘宜寿前教育長が平成21年度文部科学大臣「地方教育行政功労者表彰」を受賞しました。

西銘前教育長は平成14年4月から村教育長として、退任する平成21年3月末までの7年間活躍し、その間に障害を持つ児童生徒への支援の取り組みや、情報教育・学校環境整備・地域と学校の融和などを強力に推進し、本村の教育環境を充実させたことが評価され、今回の表彰となりました。

受賞祝賀会は11月27日、ホテルムーンビーチで行われ、志喜屋村長、石川教育長をはじめ、各小学校長など多くの方がお祝いに駆けつけ、三線や踊りなどで会を盛り上げました。

金武正八郎県教育長に受賞報告する西銘氏(前列右)ら

年一回感謝の集いに
生産農家が一堂に

井染専務(右)から伊奈農業経営アドバイザーへ目録を贈呈

おんなの駅「なかゆくい市場」の登録生産農家への感謝の気持ちを伝える「農家さんのなかゆくい(感謝の集い)」が11月25日、村コミュニティセンターで行われ、500名余りが歌や漫談を楽しみました。

開業から5年、現在取引している農家は700名を突破する勢いです。

當山憲一代表取締役社長は「これからも皆様と連携を密にし、村民に愛される『なかゆくい市場』になれるよう社員一同でがんばります。」とあいさつしました。生産者への還元として、村農業技術センターへ実験用冷蔵庫など、合計90万円余りの寄贈を行いました。

盛り上がった
健康福祉まつり

去った11月15日に健康福祉まつりが行われました。オープニングでは、安住の郷の皆さんによるカチャーシー演奏に、視察で訪れていたJICA沖縄国際研修センターの研修生も飛び入り参加して盛り上がりました。

さらに、毎年恒例の名嘉真ジャーマクワツタイクラブ様からの無料の切り葉(花)配布に、来場者の方々は喜んでいました。

今回は、新型インフルエンザの影響で来場者数は少し減りましたが、各コーナーを担当していた村内各種団体、ボランティア、スタッフは来場者に『わくわく体験・どきどき体感』を楽しんでもらえるように様々な工夫を凝らしていました。

午後には、『3歳児むし歯ないで賞』『貯歩っとレース』『ヘルシーメニューコンテスト』『健康標語』の表彰があり、受賞者全員でナビーちゃんと記念撮影を行いました。

『3歳児むし歯ないで賞』の受賞者のみなさま

年頭の挨拶

恩納村長
志喜屋 文康

村民の皆様、明けましておめでとうございます。

みなさまには、ご家族おそろいで夢と希望を胸に、新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中、村民の皆様には村政の各般にわたり、ひとかたならぬご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は村長就任以来、「公正・公平」を基本理念に、村民の皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、村民生活の安定と村の将来の発展を目指し、各種施策を推進してまいりました。お陰様をもちまして、いろいろな分野で一定の成果を収めることができ、改めて村民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

しかし、昨年から続く経済不況は依然改善の兆しが見られず、各地方自治体は大変厳しい行政環境にあり、地域経済の活性化や地方分権、あるいは行財政改革の推進など多くの課題に直面しながら頑張っている所であります。私は、今後ともこれらの課題に的確に対応しながら、福祉、文化、教育の充実並びに産業の振興を図るなど、村民要望の強い施策を推進し、潤いとやすらぎのある恩納村を、また先人たちのためめぬ努力により現在まで、

繁栄を続けてきた本村を、未来に向けより一層飛躍させるために最大限の努力を続けてまいります。

ご承知のとおり、リーマン・ショック以来、自治体を取り巻く財政環境はますます厳しさを増しておりますが、本村では住民の生活圏域の拡大や高度情報社会への対応、少子・高齢社会を迎え保健福祉の充実、環境問題やごみ処理対策、下水道整備等の行政課題が山積しております。これらの振興策に真摯に取り組んでまいるとともに健全財政を堅持しながら、時には大胆に夢のある村づくりに果敢に挑戦してまいります。

新しい年を迎え、気持ちを新たに、これらの様々な課題を乗り越えるには、行政の力だけでなく地域の方々とお互いに知恵を出し合い取り組みながら、皆様の期待と信頼に応えるよう職員一丸となって努力してまいります。

私は、「青と緑の躍動する」村づくりをスローガンに行政を進めてまいりました。それは、村民の目線や立場で、村づくりを考え、今、何が地域にとって必要なのかその直面する課題を的確に把握することにより、地域のニーズに即した事業を展開し、質の高い観光リゾート村の形成に向けて活力ある産業で自立発展の為に尚一層の努力を続けてまいります。

結びに、本年も相変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様方への一年が幸多く、実り多い年でありますよう祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

平成二十二年 元旦

2010年
世界農林業センサス

平成22年2月1日現在で
「2010年世界農林業センサス」を実施します。

農林水産省では、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいるすべての世帯や法人を対象に調査を実施します。

5年に一度の一斉調査にご協力ください

村長の主な動き 11月

1日 恩納南ハイパス一部供用開通式

3日 村文化祭「芸能部門」

4日 海浜公園管理棟安全祈願祭

5日 土地改良連合会決算監査

6日 県内旅行社観光PR回り(那覇)

7日 美ら海協議会設立総会、米国海兵隊創立記念式典

8日 トーカチ・カジマヤー合同祝い

9日 三星ライオンズ特産品差入れ

10日 県外旅行社観光PR回り(東京)

13日 三連協要請行動

15日 健康福祉まつり

17日 全国町村長大会(東京)

24日 JANA年金友の会総会、農振協行政懇談会

25日 「なかゆくい市場」生産者の集い

27日 臨時議会、前教育長受賞祝賀会

29日 仲泊小中PTA文化祭

31日 金武地区消防臨時議会

村長交際費支出内訳 11月

谷茶の丘トーカチ・カジマヤー合同祝い 5,000円

全国町村長大会関係団体会議懇親会費 23,000円

今月合計 28,000円

先月号に掲載した村長交際費支出内訳の標題が「9月」となっていたのは「10月」の誤りでした。訂正してお詫びいたします。

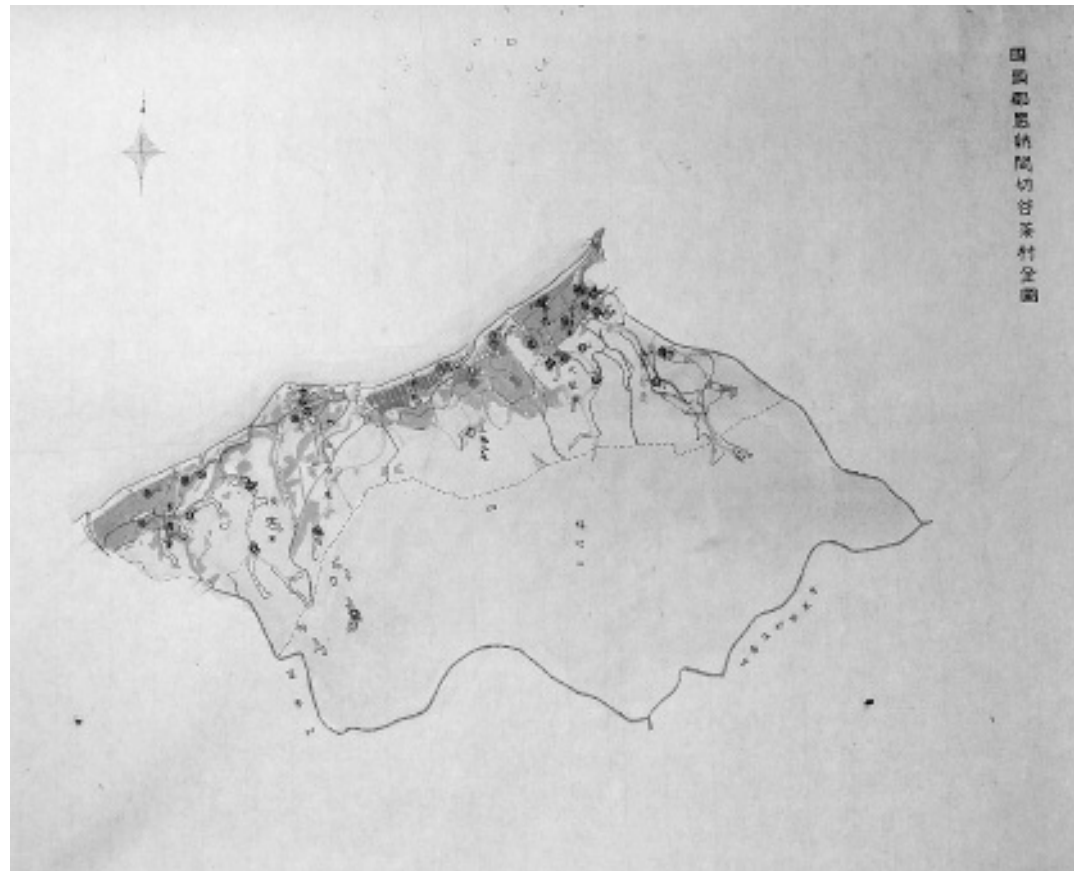
恩納村誌編さん室だより

間切時代の恩納

― 谷 茶 ―

今回は谷茶の間切時代の地図を紹介します。

谷茶は『絵図郷村帳』（一六四九年）には読谷山間切



のうちに「たんちや村」とあります。『琉球国由来記』（一七一三年）には村名としては記載されていませんが、富着の御嶽や神アシアゲ、前兼久根神火神の祭祀の際に「谷茶・仲泊・前兼久・富着四ヶ村」とあります。富着の御嶽と前兼久根神火神は前兼久根神が祭祀を行い、富着の神アシアゲは山田ノロが祭祀を行っていたようです。また『絵図郷村帳』には読谷山間切のうちに「きんはま村」という記述があります。これは小字「金武浜原」のことと考えられます。

谷茶の御嶽は『沖繩島諸祭神祝女類別表』（明治一七年頃か）という資料に「東ノ御嶽」とありますが、『恩納村誌』によりますと、谷茶の御嶽はお通し御嶽で、その向きによって谷茶の遠い故里は南西方向の方であったと判断できるそうです。その方向にはカチンジョーの拝所があります。

（現在は移動しています。）かつては毎年九月九日にそこで谷茶の代表者が祭祀を行っていたそうです。谷茶はそのカチンジョーにあった集落から分かれて出来たと考えられています。『琉球国由来記』にもありますように、ウマチーの時に富着の神アサギで谷茶、仲泊、前兼久、富着の四字が集まり執り行うのは、もとはこの四字がカチンジョーの拝所あたりにあった一つの村だったからだそうです。

『球陽』（二七四五年）に一八五五年、「恩納郡谷茶村、旋風大いに作り、各処の人家を吹倒す。」とあり、『評定所文書』にも同年、「一大風二付、船々・諸所之様子那覇役人より問合之事。恩納間切谷茶村、風巻二逢ひ人家致破壊候段、首尾書之事。」「恩納間切谷茶村風巻二逢人家致破壊候段首尾書之事。」と書かれています。その年、谷茶村は大風で多くの家屋が倒され、

大きな被害が出たようです。

また、『琉球国由来記』には恩納間切役人として「谷茶大屋子地頭代」という記載があります。一七五六年の頃には前兼久親雲上とかわっています。

そのころの谷茶の人々

「砂糖消費税法改正之儀ニ付請願」（明治三十六年）の資料から谷茶の部分を見てみます。一番地から九十九番地までの三十八名の方が

署名されています。谷茶の場合、皆さん平民の方々です。明治三十六年の「沖繩県統計書」を見てみますと、谷茶と富着には土族の方は

いらっしやらなかったようです。当時の谷茶の戸数は

九一、人口は四五八人でした。

谷茶は耕地が少なく、前兼久から寄地をさせてもらっていました。その後、前兼久に寄地を返し、恩納の崎原に寄地をもらったそ

うです。その地を谷茶野原と呼んでいます。谷茶の人々は大正末頃まで、耕作のために小舟で屋嘉田湾を横切って往来していたそうです。

また、耕作地の少ないこ

旧番地	平民・士族	職 業	名 前	生 年 月 日	西 暦
1	平 民		與 儀 有 福	天保8年9月9日	1837
3	平 民	農	金 城 進 明	慶應元年8月15日	1865
4	平 民	農	瀬良垣 寛 成	明治10年4月5日	1877
7	平 民	農	瀬良垣 寛 扶	明治8年2月17日	1875
9	平 民	農	長 濱 長 進	慶應3年8月15日	1867
15	平 民		嘉手苅 正 好	天保6年9月3日	1835
16	平 民	農	當 山 正 文	嘉永元年2月20日	1848
17	平 民	農	長 濱 進 徳	文久2年5月9日	1862
18	平 民		長 濱 進 正	元治元年3月23日	1864
22	平 民	農	當 山 寛 平	慶應6年8月5日	1870 (※)
29	平 民	農	當 山 正 安	弘化4年10月20日	1847
31	平 民	農	瀬良垣 寛 元	明治4年3月20日	1871
32	平 民		山 城 良 慎	元治元年7月19日	1864
34	平 民	農	嘉手苅 正 収	文久3年7月5日	1863
35	平 民	農	石 川 昌 保	文久元年4月13日	1861
36	平 民	農	當 山 正 抽	弘化2年1月17日	1845
38	平 民	農	瀬良垣 得 禄	慶應3年10月8日	1867
40	平 民	農	石 川 盛 甚	安政5年12月18日	1858
41	平 民	農	當 山 正 直	嘉永6年12月2日	1853
43	平 民	農	石 川 盛 徳	天保元年6月5日	1830
47	平 民		山 城 良 寛	文久2年1月2日	1862
48	平 民	農	當 山 正 八	弘化2年3月9日	1845
50	平 民		當 山 正 立	嘉永元年2月20日	1848
52	平 民	農	當 山 正 順	明治6年2月5日	1873
53	平 民		石 川 元 甚	嘉永5年6月11日	1852
61	平 民	農	瀬良垣 寛 一	明治元年9月19日	1868
63	平 民	農	當 山 正 好	嘉永5年3月3日	1852
66	平 民	農	山 城 良 昌	元治元年2月2日	1864
68	平 民		當 山 元 真	元治元年6月29日	1864
72	平 民	農	當 山 正 藏	明治2年8月4日	1869
74	平 民	農	當 山 正 世	嘉永2年10月9日	1849
75	平 民		瀬良垣 正 仁	安政4年3月7日	1857
76	平 民	農	當 山 正 賢	嘉永5年6月10日	1852
80	平 民	農	嘉手苅 真 貞	弘化元年5月13日	1844
83	平 民	農	當 山 正 恩	安政元年8月13日	1854
85	平 民	農	與 儀 有 盛	天保6年7月20日	1835
88	平 民	農	山 城 良 規	万延元年3月3日	1860
90	平 民		伊 波 寛 保	文久3年2月10日	1863

(※) 慶應は3年までですが、生年月日欄はそのまま記載しています。西暦は推定される年にしました。

ともあって、漁業にも力を注いだそうです。村共同体としての漁業で、名嘉真あたりの沿岸まで出漁したそうです。現在は漁業は盛んではありませんが、「谷茶前節」で歌い踊られるような賑やかな風景が谷茶の海で見られたのでしょう。(幸喜)

恩納村の文化財 ⑨

今回は恩納村谷茶の集落にある文化財についてご紹介いたします。

谷茶貝塚



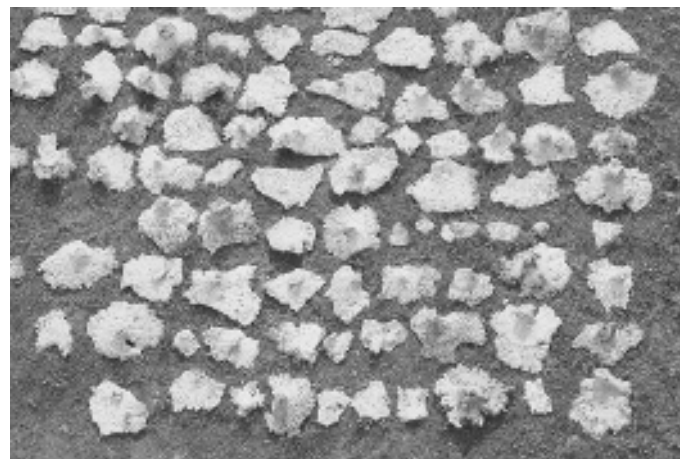
現在の谷茶に人の痕跡が確認された古い遺跡として谷茶貝塚があります。谷茶貝塚は、集落の南側にあります。前川周辺から現在の集落にかけて地下に大昔の道具や食べた貝や動物が今もなお埋もれています。貝塚の年代は今から約一七〇〇年前頃と考えられます。その後のグスク時代にも人々が生活したと考えられ、土でできた鍋や中国の焼き物等が確認されています。

谷茶周辺の猪垣

谷茶周辺では、イノシシが畑の作物を荒らさないように土盛りや溝、テーブルサンゴ（臭いの強いもの）などを用いてイノシシを撃退していました。



▼猪垣に使用された
テーブルサンゴ



大袋原の炭焼窯

谷茶大袋原の山中に炭焼窯が1基ありました。平成十八年度に恩納村教育委員会が発掘調査を行いました。窯の周辺には作業場と考えられるものや沖縄産の焼き物等が確認されています。県内では、炭焼窯が使用されるようになったのが明治初期ぐらいとされているのでそれ以降の窯跡だと思われます。

（文化財係 崎原）



発掘調査風景



炭焼窯

ご協力お願いします!!

資料について

恩納村誌編さん室と恩納村博物館では恩納村に関する資料（文書や道具類や写真など）を集めています。

資料の提供や情報提供のご協力、よろしく願い致します。家宝や思い出の品は写真や情報だけでも結構ですのでご連絡頂けるとありがたいです。

（恩納村博物館：098-982-5112）

編さん室では
今何をしているの？

今年の五月八日から、村誌編さん室の幸喜さんと二人で、村誌作成につかえそうな資料をさがすため、役場の書庫に通いはじめました。

九月一六日、「永年保存」の箱のなかから「戦没者関係」とかかれた箱を発見。その場で箱を棚から下ろし、中を確かめました。中には黄色く古びた用紙が束になっていくつも入っていて、その中に「戦争中の生存者に対する慰謝料申請書」とかかれた紙が入っていました。申請者の氏名、生年月日、職業、本籍、現住所、家族、捕虜になった日付、戦時中の事などが家族ごとに細かくかかれています。さっそく博物館にもってかえり資料の内容を残すためにパソコンに打ちこむ作業を始めました。

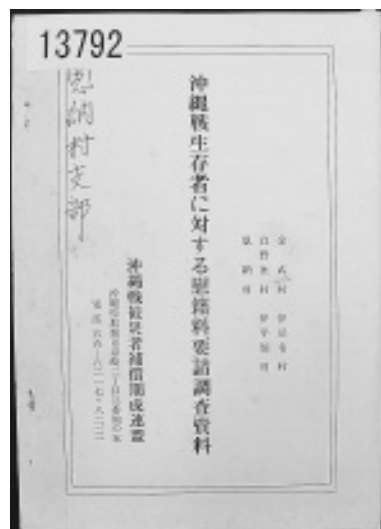
（※）役場の公文書はその種類によって保存年限があり、その年限ごとに保管されています。

戦後昭和二十七年四月二八日、日米講和条約が発効され、これを機に本土では「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が公布されます。しかし、沖縄は昭和四七年に日本復帰するまで米国側の統治下にあったため、すぐに施行することができませんでした。日本政府は同年八月総理府の現地機関「那覇日本政府南方連絡事務所」を設置し、米国民政府（USCAR）に援護法による請求事務、支払事務の沖縄での実施を訴えます。本土で援護法が公布された翌年の昭和二十八年三月二六日、努力の結果、ようやく沖縄にも援護法の適用が許されます。同年四月一日、当時の社会局に援護課が新設されました。

しかし、行政分離化の状態にある沖縄に援護法を適用するのは困難をきたしました。当時の沖縄の行政事務は、琉球政府、南方事務連絡事務所、引揚援護庁留

守業務部の三者で分担していたため煩雑になり、そのうえ行政機関も本土の連絡機関も創立されてまだ日もあさく、予想以上に事務が停滞することになりました。特に致命的障害になったのが、戦争による戸籍簿等の身分を証明する資料の焼失でした。臨時戸籍簿は作成されましたが、配給食糧の受給が目的だったため、「戦没者登載」の漏れが多く「記事欄」の記載も少なかったため、援護年金の請求書審査を通るのはほぼ不可能でした。

昭和二十一年に停止された「軍人恩給」も本土では昭和二十八年に復活、「援護法」による請求事務が概ね終わった時点で「恩給法」が施行されたため事務作業は円滑に進められました。その一方沖縄は、本土より二年遅れの昭和三十一年一月から「恩給法」が施行されました。死没処理もおこなわれていない、戸籍も不



歌声で福祉に貢献

村社会福祉協議会の活動資金造成を目的に、今年で7回目を迎えたうんなむらカラオケ愛好会のチャリティー歌謡ショーが11月22日、村ふれあい体験学習センターで開かれ、満員に近い観客がその歌声を楽しみました。

同愛好会は平成15年から昨年末まで各種社会福祉団体に対し5,700,000円の寄付を行いました。田仲康仁会長は「これからも地域福祉のため活動が続けてまいりますので、引き続きご支援をお願いします。」とあいさつしました。

歌謡ショーは「明日は咲こう花咲こう」で始まり、日ごろ鍛えた歌声を楽曲に合わせた衣装で披露し、満場の喝采をもらいました。



うんなむらカラオケ愛好会の皆様

仲泊中「介護の日」でタオル110枚寄贈



津波古局長（左）にタオルを手渡す委員ら

11月11日は「介護の日」。県社会福祉協議会が小中高校に協力を呼び掛けている「ふれあいタオル寄贈事業」で、仲泊中ボランティア委員らが同20日、校内で集まったタオル110枚を村社会福祉協議会に贈呈しました。タオルは同委員が中心となって呼び掛けて集まったものです。

仲泊中3年の山城菜津美さん、上間愛由花さん、山城友那さんは「小学校にも協力してもらいました。職場体験や福祉体験交流で大変お世話になった老人ホーム谷茶の丘に活用してほしい」と話しました。

私たちの話題

歩いて知る地域の歴史

地域の歴史、文化遺産を後世に正しく伝え継承していくための歴史散策「自分の足で探る我がむらの宝」（山田区等主催）が11月29日、山田区で行われ、区民百名余りが参加し、地域の歴史を改めて体感しました。

参加者は二グループに分かれ、地元出身者で村文化財案内人「道の会」に所属している比嘉信雄さん、糸数吉雄さん、比嘉米子さんの三氏の案内で、旧集落地域や護佐丸父祖の墓などを歩きました。



戦時中個人が掘った壕をのぞき込む参加者

比嘉さんは「山田区はグスク時代には城下町としてにぎわっていて、山田グスクや歴史の道と、国指定重要文化財の二つを有し、さらに護佐丸に関する言い伝えもいっぱいあって、名所旧跡も点在している。しかし、知らない区民が多いのも事実。地域の歴史文化、自然を次の世代に伝えることは大変に重要である。今回の歴史散策で、我がむらの文化遺産について再確認と再発見ができたと思う」と話しました。

この日最初の説明ポイントとなった「ムラウチ」では旧区事務所があったことや、字の中心地であったこと、また護佐丸父祖の墓では護佐丸に関する言い伝え、父祖の墓が山田にある理由などについて案内人から詳しく説明があり、参加者はメモを取りながら、改めて地域の歴史を再発見しました。

以前ムラウチに住んでいた比嘉（旧姓久場）さんは「約50年前まで住んでいて、ムラウチには最後まで住んでいた。小さな川があって、かけられた丸太を毎日渡って学校に通っていたのを思い出す。今はたまに畑仕事でしか来る機会がない。」と懐かしんでいました。

村文化祭芸能の部が11月3日、村ふれあい体験学習センターで行われ、日頃の練習の成果が遺憾なく披露されました。

華やかに 艶やかに

金武地区幼年消防クラブ防火フェスティバルが11月13日、金武町営体育館で行われ、村立3保育所の良い子も「火遊びはしません」と元気よく誓いました。

火遊びはしません!

農林水産大臣選定 金城政雄氏「農業技術の匠」に



地域に普及し、地域活性化に貢献することが期待できる農業技術を自ら開発・改良した農業者を農林水産省が選定する本年度の「農業技術の匠」に県内では初めてとなる金城政雄氏（富着）が選ばれました。

金城氏は、さとうきびの補植に利用する一芽苗の生育を盛んにする「置床式」という独自の育苗法を開発し、一芽苗の補植により株出栽培で15年間6t以上の単収を維持するといった実績を持っております。

金城氏は昨年11月30日に赤松広隆農林水産大臣より選定証を受け取り、同日に志喜屋村長に報告しました。（農林水産課）

美ら島 沖縄総体 2010

総体HPIはこちら
<http://www.ih2010.jp/>

全国高等学校総合体育大会恩納村実行委員会

平成22年度全国高等学校総合体育大会が、7月28日から8月20日の間沖縄県にて行われます。

恩納村では、8月7日から9日までの3日間、赤間グラウンドにおいて男子ソフトボール競技大会が開催されますので、皆様のご協力とご声援を是非お願いします。



恩納村環境保全条例は、恩納村の美しい自然環境の保持と良好な集落環境の形成、村土の有効利用、開発行為の許可基準、その他開発の適正化を図るため、土地利用の区分、利用の方針を定めて、村土の無秩序な開発を防止し、村民の福祉に寄与することを目的とします。

また、恩納村の土地はすべて下記のいずれかの用域に指定されており、それぞれの規制があります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

<恩納村土地利用規制のためのガイドライン>

用 域 区 分	土 地 利 用 規 制	建築物等の利用規制（形態規制等）
農 業 用 域	・ 農林業、農業用施設以外の用途には使用しない	・ 自然景観との調和に配慮すること（形、色彩） ・ 建築物の高さが13mを超えるものは、村長の承認を必要とする（下記、※による）
保安制限林用域	・ 環境保全以外の用途に使用してはならない	-----
特 定 用 域	-----	-----
漁 業 用 域	・ 水産業以外の用途に使用してはならない（漁業関係者自らが営業する場合は除く）	・ 主要展望地からの展望に配慮し、かつ自然環境との調和に配慮すること
公 共 施 設 用 域	-----	-----
集 落 用 域	・ 次の用途については、村長の承認を必要とする。 住宅、共同住宅（戸数20戸以上）、商業施設（売場面積500㎡ 以上） 作業所（原動機を使用するものは作業所面積150㎡ 以上）、営業用 倉庫（150㎡ 以上）、宿泊施設（10室以上）	・ 建築物の高さが13mを超えないこと（下記、※による） ・ 容積率200%以下 ・ 色彩及び形態が集落形観及び自然景観との調和を保つこと
リゾ ー ト 用 域	・ ゴルフ場、営業を目的とする駐車場、運輸施設（小規模なものを除く）については、村長の承認を必要とする ・ 開発区域内の傾斜地（地形こう配が20度を超える傾斜地をいう）の面積が原則として開発区域の面積の80%を超えないこと	・ 自然景観との調和に配慮すること ・ 主要展望地からの展望に配慮すること ・ 汚水排水等は三次処理をし、BOD、SSともに10ppm以下、PH5～7としなければならない ・ 建築物の高さは40m以下とする（下記、※による） ・ ゴミ処理については事業主の負担において処理すること
地 域 環 境 保 全 用 域	・ 村長の承認を必要とする・当該地は、環境保全を優先的に図るべき区域とする ・ 開発区域内の80%以上の緑地を保全すること	・ 建築物の高さは10m以下とする（下記、※による） ・ 色彩及び形態が自然景観との調和を保つこと

国定公園に関すること
沖縄県文化環境部 自然保護課 自然公園係 電話番号 (098)866-2243 FAX (098)866-2240

恩納村環境保全条例に関すること
恩納村役場 企画課 開発係 電話番号 (098)966-1201 FAX (098)966-2779

※建築物の高さ起点については、建築基準法を準用し、自然公園法の特別地域においては、自然公園法の高さ起点に準ずる。
平成20年4月16日現在

◎もう健診は受けましたか？ 今年度最後の健診です!!

糖尿病・心臓病・脳卒中で若くして突然亡くなる方や、障害をもつ方が増えています。
これらの病気を引き起こすメタボリック症候群は、ほとんど自覚症状がなく、健診でしか見つけることができません。
まだ、健診を受けていない方はぜひ、年1度の健診で大事な体をメンテナンスしましょう！

日時：平成22年1月24日(日)
午前8:30～11:00
場所：山田公民館

※人間ドックや職場で特定健診やがん検診を受けた方は役場までご連絡下さい。



金武地区消防本部より

「住宅用火災警報器を設置しましょう」

◆◆平成18年6月より住宅用火災警報器の設置が義務になりました◆◆

******* 住宅用火災警報器奏効事例 *******



天井取付型



壁掛け型

火災に早く気づき、命を取り止めることができた事例

居住者は、住警器（住宅用火災警報器）の音声により目が覚め、部屋に煙が充満し、窓際のカーテンが燃えているのに気がついた。（子供がライターで遊んでいたところカーテンに着火し、延焼拡大したもの。）慌てて子供の手を引き屋外に避難することができた。
（静岡県浜松市）

早く気づき、火災発生または拡大に至らなかった事例

共同住宅に居住する20代の女性が、寝室にいた際に住警器の警報音及び焦げ臭いに気づき台所へ確認に行ったところ、コンロから火が出ているのを発見した。早く気がつくことができたため、水道水で消火することができた。（愛知県岡崎市）

隣人が警報音に気づき、火災発生に至らなかった事例

居住者が居間の卓上コンロで調理中、飲酒で寝込んでしまったため、時間の経過とともに発煙し、居間の住警器が発報音を発した。ひどく酒に酔っていたため居住者本人は気付かなかったが、隣人の住人が119番通報。屋内進入した消防隊がコンロの火を消したため、鍋内を焦がしただけで建物の焼損はなかった。

◆大切な家族の命を守るため、早めに住宅用火災警報器を設置しましょう◆
問い合わせ：金武地区消防本部 予防課まで 電話 098-968-2020

償却資産の申告について

平成22年度の償却資産の申告時期になりました。事業で使用される償却資産を所有されている方は、賦課期日（平成22年1月1日）現在所有の償却資産について、申告書の提出をお願い致します。

【申告の対象となる資産】
固定資産税が課税される償却資産は、土地及び家屋以外で、事業で使用される資産（構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具、及び備品など）です。

【提出書類】
「償却資産申告書」「種類別明細書」
申請に係る用紙は恩納村税務課にあります

【提出期限】
平成22年1月29日（金曜日）

【提出先】
〒904-0492
沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
恩納村税務課資産税係
TEL 966-1206

力作が一堂に☆村文化展

村民の絵画や書道、陶芸などが一堂に展示される第18回村文化展（村文化協会主催）が11月27日から12月6日までの間、村博物館で開催されました。

今年は手工芸25名、ガラス6名など、11部門総勢150名余りの方の作品が所狭しと展示されました。

また、商工会のなび一塾受講生の絵画や、琉歌大賞受賞作品も展示され、多くの方が訪れ鑑賞していました。



作品を堪能する来場者

恩納村地域耕作放棄地対策協議会を設置

現在、国が「国内の食料供給力の強化」を掲げたこともあり、農業に対しての意識が向上している昨今でありまして、本村でも「恩納村地域耕作放棄地対策協議会」（当山幸宏会長）を平成21年10月13日に各種農業関係団体長を軸に会員10名で設立総会を行い、耕作放棄地解消に向け積極的に取り組んでいます。本事業は平成21年度より平成25年度までの5ヶ年間実施予定で、耕作放棄地と認定された農地を解消するための作業費の一部を国が負担する事業で、農家にとってはメリットのある事業です。現在は、農業委員を中心に情報収集を行い活動していますが、いくつかの要件を満たす農家及び農業団体でないとは補助対象とはなりませんので、詳しいお問い合わせは恩納村役場農林水産課農政係（電話 098-966-1202）、農業委員会まで連絡ください。（今年度の実施予定箇所は約7600㎡）



▲設立総会状況

設立総会状況

●補助対象者の主な要件

- ①恩納村農業委員会農家台帳に登録されている農家及び農業団体
- ②年間農業従事日数が概ね150日以上
- ③年齢が下限16歳以上、上限65歳未満
- ④認定農業者及び認定農業者になる見込みがあるもの（作物により農地経営面積基準あり）
- ⑤作業終了年度から起算して5年間以上耕作するもの
- ⑥耕作放棄地の使用貸借設定が出来る農家及び農業団体（農地所有者は補助対象外です）
- ⑦その他、地域協議会が認めた者 但し、認定農業者を優先する

農地の相続などの届出のお願い

農地を相続したり、
遺産分割したときは・・・

（農地法の許可を受けることなく農地の権利を取得したら）

農業委員会に
届出が必要になりました。
（施行日 H21.12.15）

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

●土地の所在などを記入するだけです。農業委員会窓口までお越し下さい！

様式設置場所：農業委員会窓口 及び 村民課窓口 農業委員会 ☎ 098-966-1204

シリーズ 戸籍Q&A Vol.3

離婚後も
同じ氏を名乗る
には？

私は、結婚して夫の氏を名乗っていますが、離婚した場合も、婚姻中の氏を引き続き名乗ることができますか。

*** 問い合わせ ***

恩納村役場戸籍係
098-966-1205
* または *
那覇地方法務局名護支局
0980-52-2729

A 3か月以内に届出をすれば可能

離婚後3か月以内に戸籍法に定める届出をすれば、離婚後も婚姻中の氏を名乗ることができます。この届出を「戸籍法77条の2の届出」といいます。

婚姻で氏を改めた妻（又は夫）は、離婚によって原則として婚姻前の氏に戻ります。例えば、大城花子さんが比嘉一郎さんと結婚して「比嘉」を名乗っていた場合は、離婚すると元の「大城」にもどります。

しかし、子どもの氏は変わらないので、子ども養育する場合に母、（父）と子の氏が異なることや、元の氏に戻ること、社会生活上、何かと不都合が生じかねません。

そこで、本籍地が所在地の市町村役場に届出ること、婚姻中の氏を引き続き名乗ることができます。この届出は、離婚届と同時にすることもできますが、離婚後3か月以内であれば、いったん元の氏に戻った後でもできます。ただし、戸籍法77条の2の届出後に旧姓に戻るには家庭裁判所の許可が必要になりますので、慎重な対応が望まれます。

●今回は「離婚後、こどもの氏を変えるには」について

地上デジタル放送受信のための支援のご案内

今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は平成23年7月24日で終了します。

それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応に換えていただく必要があります。

その支援として総務省では、経済的な理由で「地上デジタル放送」がまだ受信できない方に対して、簡易なチューナー等の無償給付支援を行っております。

＜支援を受けられる方＞

生活保護などの
公的扶助を
受けている世帯

障がい者がいる世帯で、かつ
世帯全員が市町村民税非課税
の措置を受けている世帯

社会福祉事業施設に入所さ
れていて自らテレビを持ち
込んでいる世帯

上記の世帯の中でHNKの受信料が全額免除されている世帯が対象です。

＜支援内容＞ 現在ご利用中のテレビ（アナログテレビ1台）にチューナーを設置することにより地上デジタル放送をご覧できるようになります。その他にもアンテナ工事等があります。

＜注意事項＞ 支援は無償で現物給付です。ご自身で購入したチューナー・アンテナなどの清算はできません。

＜その他＞ 申込用紙・資料等に関しては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：恩納村役場福祉健康課 966-1207

沖縄県からの大切なお知らせ

◎ 沖縄県
地デジ支援し隊
沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業

今までのテレビ放送は、平成23年7月24日に終了します。それまでにお手持ちのテレビを「地上デジタル放送」対応受信機に替えていただく必要があります。

沖縄県では、経済的な事情で地デジ受信機の購入が困難な世帯を対象に以下のような支援を予定しています。

申請受付開始：平成22年1月初旬以降（予定）

※既に地上デジタル放送受信機をお持ちの世帯は、対象となりません。

- ▼地デジ機器の購入費用補助（最大12,000円）
- ▼離島地域には、古いテレビのリサイクルを条件に追加補助（3,000円）
- ▼支援対象世帯は、『世帯全員が住民税非課税である世帯』となります。
※生活保護等の世帯で、NHK 受信料が全額免除世帯となる
- ▼申請方法などの詳細は、支援内容が決定次第、沖縄県庁ホームページ等で発表いたします。

（発表：平成21年12月下旬予定）

▼支援をご希望の方は...
平成21年12月1日以降に購入した地デジ機器などの①領収書など（購入日・購入店・購入製品・購入者が分かるもの）、②製品保証書（購入日・購入店・購入製品が分かるもの）、③家電リサイクル券の排出者控え（離島のみ）を大切に保管してください。

沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業 お問い合わせ先：地デジ支援し隊準備事務局
電話：098-951-2700 平日9:00~17:00 事業主体：沖縄県

億首川河口でカヌー体験、
マングローブ・野鳥観察をしよう

マングローブや野鳥観察、カヌー体験等の野外活動を通して沖縄の春の息吹きを体感しよう。
期 日：2月14日(日) ※小雨決行
場 所：金武町億首川河口（現地集合・解散）
参加対象：小学生以上の家族40名程度
参 加 費：一人 1,500円
申込方法：下記まで直接電話で申し込んでください。
申込期間：2月2日～2月9日
土～月を除く9：00～17：00まで
持 ち 物：弁当（昼食）、飲み物、着替え、サブリュック
雨具、筆記用具
沖縄県立石川少年自然の家 964-3263
（担当：千葉・我如古）

福祉の職場説明・面接会

～一人ひとりへのやさしさと思いやりが身につく仕事です～

○参加対象 福祉の仕事に就職を希望する方、社会福祉施設・団体等
○内 容 求人面接、ハローワーク相談
総合相談コーナー
○参加方法 当日直接会場にお越し下さい。参加費 無料
○日 時 1月27日(水)
13時受付開始 13：30～16：00まで開催
○会 場 名護市民会館 中ホール
○問合わせ 名護市社会福祉協議会 名護市福祉人材バンク
電話：0980-53-4142

消防設備士試験

*試験日
平成22年3月7日(日)
*試験の種類
甲種（第1類、第4類、第5類）
乙種（第1類、第4類、第6類、第7類）
*受験願書受付期間
平成22年1月22日(金)～1月29日(金)
*受験案内書配布先
各消防本部、沖縄県宮古事務所総務課
消防試験研究センター
＜お問合せ先＞
(財)消防試験研究センター沖縄県支部
〒900-0029
那覇市旭町116-37 自治会館6階
TEL 098-941-5201



恩納村社会福祉協議会への寄附、
たいへんありがとうございました。

一般寄附
ルネッサンスリゾートオキナワ 様 38,000円
(チャリティーゴルフコンペの収益金より)
香典返し
吉 山 律 子(故 長 浜 登美子) 様 50,000円
津嘉山 孝(故 津嘉山 朝 信) 様 200,000円
當 真 カズ子(故 當 真 嗣 成) 様 100,000円
社会福祉法人 恩納村社会福祉協議会

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。
ただいま平成22年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付致しますので、お気軽にお問合せください。
○募集学生の種類
－ 教養学部 －
科目履修生・選科履修生・全科履修生
－ 大 学 院 －
修士科目生・修士選科生
○出願期間
平成21年11月15日～平成22年2月28日
○資料請求（無料）・お問合せ先
放送大学沖縄学習センター 電話：895-5952
http://www.u-air.ac.jp

平成22年度職業訓練生募集

○募集科名／訓練期間

科 名	期 間
電 管 施 工 科	2 年
自動車整備科	2 年
建設機械整備科	1 年
メディア・アート科	1 年
情報システム科	1 年
造 園 科	1 年
製 図 科（身体障害者コース）	1 年
OA事務科	6 ヶ月
販売実務科（知的障害者コース）	6 ヶ月

○募集期間 平成22年2月1日～2月12日
○授 業 料 無料（但しテキスト代、検定代、教材等は自己負担）
○お問合せ 沖縄県立具志川職業能力開発校
電話：973-6680

沖縄県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額
沖 縄 県 最 低 賃 金	時間額 629円

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	最低賃金の件名	最低賃金額
畜 産 食 料 品 製 造 業	時間額 663円	新 聞 業	時間額 724円
糖 類 製 造 業	時間額 672円	各 種 商 品 小 売 業	時間額 657円
清涼飲料、酒類製造業	時間額 666円	自動車(新車)小売業	時間額 659円

ただし、次に掲げる者は(2)の産業別最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。
①18歳未満又は65歳以上の者
②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

適用除外

○最低賃金に算入されない賃金…①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金
③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等
○産業別最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。
(各種商品小売業の場合は、「当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所」の部分を除く)
○最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの労働基準監督署へ。
那覇労働基準監督署 沖縄労働基準監督署 名護労働基準監督署
電話(098)868-8033 電話(098)982-1263 電話(0980)52-2691

《 沖 縄 労 働 局 ・ 労 働 基 準 監 督 署 》

確定申告会場は、名護市「港区公民館」となります。

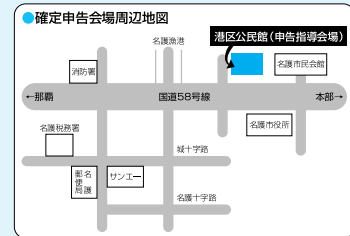
名護税務署内には、「確定申告会場」を開設しておりませんのでご注意ください！

開設期間 平成22年2月10日(水)～平成22年3月15日(月)
(土・日・祝日を除く。)

開設期間以外は、税務署で申告の受付・相談を行っています。
確定申告相談会場の設置期間と各税目の確定申告期間は必ずしも一致しませんのでご注意ください。

《受付時間》 午前9時～午後4時

●確定申告会場周辺地図



確定申告は
e-Taxを
利用下さい!!

● 所得税・贈与税の申告と納税は、3月15日(月)まで
＜所得税の振替納税をご利用の方は、4月22日(木)が振替日になります。＞
● 消費税の申告と納税は、3月31日(水)まで
＜消費税の振替納税をご利用の方は、4月27日(火)が振替日になります。＞
期限内に申告と納税を 納税は便利な振替納税で!!

【お問合せ】〒905-8668 名護市東江4丁目10番1号 名護税務署 TEL 0980(52)2920